

三重とこわか国体競技会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインでは、競技会における各主体の役割分担や競技会の参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において、実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめており、対策を検討するにあたっての「判断の基準」として活用していただくことを想定しています。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改正を行っていきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

【第1版】 令和2年11月19日

【第2版】 令和3年3月18日

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体の競技会開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツを対象とする。

3 役割分担

(1) 県実行委員会

- ①本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ②競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、感染疑い者（感染者を含む）の対応については、別途、基準を定める。

(2) 市町実行委員会

- ①参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。
- ②本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ③競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、感染疑い者（感染者を含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④競技会場（又は練習会場）の受付において、参加者の検温及び体調管理チェックシートの確認を行い、感染疑い者があった場合は、当該参加者の体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は廃棄する。

(3) 競技団体

- ①参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。
- ②各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、感染疑い者（感染者を含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④競技会場（又は練習会場）の受付における体調管理チェックシート（選手団分）の確認について、市町実行委員会と協力して実施すること。

(4) 選手団

- ①参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行う。
- ②競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、感染疑い者（感染者を含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。

(5) その他（共通事項）

- ①参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえる LINE」を活用することが望ましい。
- ②県実行委員会、市町実行委員会、競技団体は競技補助員・競技会補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努めること。

4 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督（チームスタッフを含む）

- ①体調管理チェックシートにより、大会参加日（※）の14日前からの健康状態を確認すること。（※三重県外の者は「来県日」、三重県内の者は「公式練習等を含む大会参加初日」、以下（2）～（6）の参加者も同様）
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- ⑤競技中以外は、原則としてマスクを着用すること。

(2) 競技役員・競技補助員

- ①体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(3) 競技会役員、競技会係員（市町職員）、競技会補助員、ボランティア

- ①体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。

- ④大会参加後は、会場地を出た翌日から 14 日間、体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(4) 報道員

- ①体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④大会参加後は、会場地を出た翌日から 14 日間、体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑥取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 I D と報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ⑦取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ⑧囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施すること。

(5) 視察員

- ①体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④大会参加後は、会場地を出た翌日から 14 日間、体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(6) 会場設営・売店事業者等

- ①体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートに記録したうえで入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④大会参加後は、会場地を出た翌日から 14 日間、体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(7) 観客

- ①氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。

- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
 - (ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
 - (エ) ハイタッチ、肩組み

5 会場内において実施すべき事項（市町実行委員会及び競技団体において実施）

（1）競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

（2）受付等

- ①受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ②人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。

（3）手洗い場所・トイレ

- ①手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- ③トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

（4）控室・更衣室等の諸室

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

（5）観客席

- ①屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- ②屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ③収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- ④仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

- ⑤可能な限りの感染防止対策を行ったうえで、原則、有観客とするが、競技や競技会場の特性上、観客が密となることを避けられない等の状況が見込まれる場合には、無観客とすることを妨げない。なお、この場合、予め、県実行委員会へ協議するものとする。

(6) 取材エリア

- ①会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限すること。
- ②ミックスゾーンは原則、設置しないこととし、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐこと。
- ③撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切ること。または設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかけること。
- ④マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

- ①出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置すること。
- ②出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行うこと。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数に留意し、対面での飲食は避けること。設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒すること。
- ⑤これら①～④の感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止すること。

6 宿泊、輸送

(1) 宿泊

(県実行委員会及び市町実行委員会（合同配宿業務）において実施)

- ①配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）」の遵守を依頼する。
- ②宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。

(市町実行委員会において実施)

- ①宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について各種案内等により協力依頼を行う。

「宿泊にあたっての留意事項」

ア 基本的な留意事項

- (ア) 宿泊者同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2 mを目安に最低1 m）を確保する
- (イ) マスクを着用する
- (ウ) 定期的に手洗い・手指消毒を行う

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア) 入館時には、手指消毒を行う
- (イ) チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する
- (ウ) エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する
- (エ) 宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する
- (オ) 大浴場等における入浴中は、対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える
- (カ) 大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする
- (キ) 化粧品・ブラシ等は持参する
- (ク) 食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する
- (ケ) 自席での食事中以外（テーブル間の通行や移動等）においてマスクを着用する
- (コ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする

(2) 輸送

<公共交通機関等における感染予防>

- ①参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

<計画バス・シャトルバスにおける感染予防>

(県実行委員会において実施)

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼すること。

(市町実行委員会において実施)

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策の確実な実践の遵

守を確認すること。

- ②輸送業務に従事する市町職員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用すること。
- ③バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができうる限りのソーシャルディスタンスをとるよう協力を求めること。
- ④乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意すること。
- ⑤バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底すること。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努めること。
 - (ア) マスクを着用する
 - (イ) 会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
 - (ウ) 乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
 - (エ) 車内における飲食をできる限り避ける
 - (オ) ゴミは原則持ち帰る
 - (カ) 降車時、通路に立ち列ができないよう順次に離席する

7 監督会議、開始式、表彰式（市町実行委員会及び競技団体において実施）

（1）監督会議

- ①監督会議は、感染防止の観点から、市町実行委員会及び競技団体で協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保など感染防止対策を講じること。

（2）開始式、表彰式

- ①各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。
- ②表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。

8 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改正を行う。